

### 3 常任委員会の活動

(常任委員会の設置状況)

※人数は平成26年11月の委員数

委員会名	所管事項
総務企画 (10人)	総務部，震災復興・企画部(※平成23年4月21日以前は企画部，委員会条例は同年5月31日改正)及び出納局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
(H23.11.13以前) 環境生活	環境生活部の分掌に属する事項
(H23.11.13以後) 環境生活農林水産 (10人)	環境生活部及び農林水産部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
保健福祉(9人)	保健福祉部の分掌に属する事項
(H23.11.13以前) 産業経済	経済商工観光部及び農林水産部の分掌に属する事項並びに労働委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
(H23.11.13以後) 経済商工観光 (10人)	経済商工観光部の分掌に属する事項及び労働委員会の所管に属する事項
建設企業 (10人)	土木部の分掌に属する事項並びに企業局及び収用委員会の所管に属する事項
文教警察 (10人)	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項

常任委員会は、開会中においては、議会運営委員会において議事日程の中でその開催日が決定され、本会議から付託された予算外議案の審査及び請願審査等並びに執行部からの報告等が行われる。

閉会中においては、毎月21日(21日が土日の場合はその前の平日)に開催することを慣例としており、請願審査、執行部からの報告、所管事務についての質疑等が行われる。なお、閉会中でも定例会招集日及び閉会日に係る週は開催しないこととされている(常任委員長会議申し合わせ)。

以下、常任委員会ごとに、震災に係る主な活動状況について記載していく。

#### (1) 総務企画委員会

総務企画委員会は、総務部，震災復興・企画部及び出納局の分掌に属する事項等を所管としている。総務部は災害の総合的対応等を担当し、また、震災復興・企画部は「宮城県震災復興計画」の策定等を担当しているため、震災に対する応急対応、復旧及び復興に関し全般的な事項について、当委員会の所管事項となっている。

#### イ 平成23年4月～12月

震災後初の開催となった4月21日の委員会においては、震災の被害、予算外の議決案

件に係る専決処分，宮城県復興計画を審議する宮城県震災復興会議の設置等について執行部から報告がなされ，それについての質疑等がなされた。

5月定例会中の委員会（6月16日及び17日開催）においては，4度にわたり行われた総額2,880億円の補正予算など専決処分の承認を求める議案の審議の際，専決処分のあり方について質疑，意見等が交わされ，附帯意見を付し承認すべきとした（附帯意見の内容については，1(1)イのとおり。）。また，私立学校等において給食や校庭等の放射線量測定等の実施を求める請願が提出され，さまざまな意見が交わされたのち，採択すべきとした。

この他，この期間の委員会においては，津波で被災した県合同庁舎（石巻，気仙沼）の復旧等工事，震災の復旧・復興に係る財源確保等について質疑がなされた。

県内調査については，9月に県内の私立学校2カ所を調査先として，震災被害状況及び被災生徒への対応を調査事項として1日間行った。

## ロ 平成24年1月～12月

2月定例会中の委員会（3月2日，5日，15日開催）においては，「新公益法人への移行期限延長に関する意見書の提出を求めることについて」の請願<sup>1</sup>について，審議の結果，採択すべきとし，国に対する意見書の提出となった。

この他，平成24年の委員会においては，震災復旧に対応した執行部の組織改編，津波で被災した鉄道等の復旧状況・計画，復興交付金等について質疑がなされた。

県内調査については，6月に山元町及び名取市等を調査先として，震災後の人的・財政的状況及び復興事業の現状と課題等を調査事項として1日間行った。

県外調査については，8月に兵庫県，長崎県島原市，佐賀県を調査先として，阪神大震災復興戦略ビジョン，島原市復興振興計画等を調査事項として3日間行った。

## ハ 平成25年1月～平成26年3月

6月定例会中の委員会（6月28日開催）では，職員等の給与等の減額に係る条例<sup>2</sup>の議案審査の際，これを疑問視する質疑等がなされ，附帯意見（今回の引き下げは遺憾であり，来年度以降，同様の措置がなされないよう全国知事会を通じ，国に対し強く要請するよう求める趣旨）を付し可決すべきとした。

同じく6月定例会中の委員会（7月4日開催）では，建設工事について，工事発注の議会承認案件の金額引き上げ，建設技術者の配置緩和及び提出書類の軽減等を求める陳情があり，活発な議論が交わされた。また，複数回の委員会において，復旧復興の建設工事に係る入札不調や工事発注の迅速化について質疑がなされた。これらは結果的に，9月定例会において復旧復興工事に係る知事の専決処分の範囲を拡大する決定につながった（決定の内容は1(3)ハ参照）。

この他，この期間の委員会においては，震災後の職員の業務量増加やそれに対するケア体制，震災遺構の保存等に関し質疑がなされた。

<sup>1</sup> 旧民法法人が新制度に移行するための申請は法令により平成25年11月末日までであり，法人で実施する事業について内容・予算等を明確にして申請する必要があるが，被災地では，事業内容そのもの見直しを要するなど事業計画の策定に時間を要する法人もあるため，申請期限延長を求めるもの。

<sup>2</sup> 復旧・復興の財源確保のため国家公務員の給与が減額に伴い，全国の自治体において，地方交付税の減額と共に，職員給与の減額が要請された。

県内調査については、8月に栗原市や大崎市等を調査先として、復興事業の現状と課題等を調査事項として2日間行った。

## (2) 環境生活委員会 (H23. 11. 13以前)・環境生活農林水産委員会 (H23. 11. 13以後)

環境生活委員会は、環境生活部の分掌に属する事項を所管としている。環境生活部は、廃棄物対策、原子力施策、NPOに係る施策等を担当している。

また、平成23年11月には、常任委員会の再編が行われ、環境生活農林水産委員会となり、環境生活部の分掌に属する事項に加え農林水産部の分掌に属する事項等についても所管となった。農林水産部は、農業・林業・水産業（漁港等の建設含む）等の分野を全般的に担当している。

### イ 平成23年4月～12月

4月21日の委員会においては、執行部からの被害概要の報告の後、災害廃棄物処理<sup>1</sup>、原発事故に伴う県内の放射線量測定（空間、農林水産物等）、埋葬火葬の状況、震災に係るNPO活動に対する助成事業等について執行部からの報告に対し質疑がなされた。

その後の委員会においても、災害廃棄物処理関連では、国の財源負担割合、二次仮置場の用地確保、プロポーザル方式で行われた業者選定の審査会での評価過程、処理における放射性物質及びアスベスト等の対策、作業員の健康管理及び安全確保、地元経済への波及効果（地元雇用）、県外処理計画の状況等について、また、原発事故関連では、放射線量の測定体制及び測定結果、基準値を超えた稲わら（飼育牛の飼料等に供される）及びそれを供与された牛肉の流通状況、野生鳥獣の放射線量、県内の除染対策、風評被害対策等について質疑がなされた。

5月定例会中の委員会（6月16日～17日）では、原発事故に係る請願（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせるように情報の公開を求めることについて）について審議がなされ、7月21日の委員会で採択すべきとされた。

11月に環境生活農林水産委員会となったが、その後、農林水産関係では、原発事故の農林水産生産物に及ぼす影響、農地（ガレキ除去、除塩等）・農地海岸堤防等の復旧、漁港施設（県管理27港、市町管理115港の計142港すべてが被災）の復旧及び漁港の集約・再編計画に係る地元漁業者への説明等について質疑がなされた。

### ロ 平成24年1月～12月

災害廃棄物処理、農業関連施設及び漁港施設の復旧等は事業期間が数年を要するものであるため、また、原発事故に係る対応は時を経るごとに状況やその課題が変わるため、平成24年においても活発な質疑がなされた。

<sup>1</sup> 災害廃棄物処理は法律上、市町村の役割であるが、膨大な量（県内の一般廃棄物排出量の23年分に相当）の災害廃棄物の発生と被災市町の行政機能の低下に鑑み、県が地方自治法に基づき事務を受託したもの。最終的に仙台市及び利府町を除く沿岸13市町から受託。

処理スキームとしては、一次仮置場に廃棄物を集積の後、新たに造成する二次仮置場に運搬し、そこで分別・破碎・焼却等の中間処理を行い、焼却灰やリサイクルできないものを最終処分場において処理するもの。なお、受託の範囲は市町ごとに異なるが、県は主に二次仮置場の造成及びそこでの処理以降の業務を受託。

災害廃棄物処理関連では、各二次仮置場での処理の進捗状況、処理における環境配慮（土壌汚染、騒音、粉じん、排水等の対策）、地元住民の理解及び交通渋滞等への配慮、雇用等地元経済への波及効果、二次仮置場での処理後の焼却灰等の最終処分先の確保、海中ガレキの回収、広域（県外）処理並びに災害廃棄物（木質類）の防潮堤への活用等について質疑がなされた。なお、災害廃棄物の広域処理については、反対の陳情が数多く寄せられ、委員会に報告がなされた。また、災害廃棄物の防潮堤への活用については、結果的に6月定例会において、『『いのちを守る森の防潮堤』実現に向けた決議』がなされている。

農地海岸堤防等及び漁港施設等の復旧については、復旧工事の入札に係る問題（入札不調、落札率、業者失格等）、総合評価方式（価格の評価点及び価格以外の評価点を合計し、落札業者を決定するもの）で行われた入札の際の評価方法、入札の要件緩和、雇用等地元経済への波及効果、防潮堤の計画高及びそれに係る地元への説明責任、水産基盤の復旧・復興を図るための地区計画（漁港機能の集約・再編計画の名称を変更したもの）、それらの工事の進捗状況、水産業復興特区等について質疑がなされた。なお、防潮堤の計画高については結果的に、9月定例会で、「住民合意を尊重した海岸防潮堤の建設についての決議」がなされている。また、水産業復興特区については、同じく9月定例会において補正予算案について関係者の合意を得られるよう特段の配慮を求める附帯意見を付している（1(2)ニ参照）。

放射能対策関連では、空間放射線量の測定体制及び測定結果、除染対策、農林水産物等の放射性物質検査体制及び基準、東京電力株式会社への損害賠償請求に係る支援、指定廃棄物<sup>1</sup>の処理計画、風評被害への対策と損害賠償請求等について質疑がなされた。なお、2月定例会では、乳業事業者への損害賠償に係る請願について採択すべきとされた。

その他の事項では、海岸林の再生、女川原発の安全対策、震災後の消費生活相談、地震で被害を受け使用中止になった宮城県民会館の再開等について質疑がなされた。なお、宮城県民会館の再開に係る請願について2月定例会で採択すべきとされた。

県内調査は、4月に石巻市内及び名取市内の二次仮置場を調査先として、災害廃棄物の処理状況を調査事項として1日間行った。

県外調査は、7月に福島県、中部電力浜岡原発（静岡県御前崎市）等を調査先として、原発事故に係る対策と今後の復興に向けての取り組み、原発の安全性の確保に対する取り組み等を調査事項として2日間行った。

## ハ 平成25年1月～平成26年3月

前年に引き続き、災害廃棄物処理、農地海岸堤防等及び漁港施設等の復旧、放射能対策等を中心に質疑が行われた。

災害廃棄物処理関連では、処理量の再計算及びそれに伴う広域処理の必要性、処理における放射線量測定体制、処理の発注内容、進捗及び今後の見通し、海中ガレキの処理等について質疑がなされた。

<sup>1</sup> 放射性物質汚染対処特別措置法により、環境大臣が指定した8000ベクレル/kg以上の放射性物質を含む廃棄物を指定廃棄物とし、処理は国の責任によって行い、排出された都道府県内で処理することを基本とする方針が示された。主に稲わら・牧草、浄水発生土（原水を浄水処理する際に除去された微細な土砂等を脱水処理したもの）。

農地海岸堤防等並びに漁港施設等の復旧関連については、入札不調や施工確保に向けた入札等の制度のあり方、工事の進捗及び内容、水産業復興特区に係る漁業関係者の同意等について質疑がなされた。また、防潮堤の計画高についても活発に質疑がなされ、5月20日の委員会においては、「大津波の備えについて」と題して、学識経験者を招致し、意見を伺った。また、平成26年2月定例会中の委員会（3月18日・19日開催）においては、「政府及び国会に対し塩竈市浦戸諸島（無人島）における土砂流出等の防止対策に関する意見書の提出を求めること」に係る請願<sup>1</sup>が提出され、審議の結果、採択すべきとし、国に対する意見書の提出となった。

放射能対策関連では、福島第一原発における汚染水問題、空間及び農林水産物の放射線量測定体制及び測定結果、除染対策、指定廃棄物の最終処分場候補地、風評被害対策等について質疑がなされた。

これら以外では、女川原発の震災後の状況及び安全性並びに事故時の避難計画、被災により悪化した土地改良区の財政等について質疑がなされた。

県内調査は、6月に、山元町及び亙理町を調査先として、いちご産地の再生、災害廃棄物の処理状況等を調査事項として行った。

県外調査は、7月に、富山市等を調査先として、小水力発電の利活用等を調査事項として行った。

### (3) 保健福祉委員会

保健福祉委員会は、保健福祉部の分掌に属する事項を所管としている。保健福祉部は、避難所や仮設住宅の設置等を定めた災害救助法や、医療・介護・福祉等の保健福祉分野を全般的に担当している。

#### イ 平成23年4月～12月

4月21日の委員会においては、執行部からの被害概要の報告の後、プレハブ仮設住宅の設置やサポート体制、民間賃貸住宅の借上げの手続き、避難所の環境改善、医療施設及び福祉施設の被災状況並びに医療及び福祉の供給体制、被災者の健康管理・心のケア、義援金等に係る事項について質疑がなされた。

これらの事項は、時を追うごとに課題が変わってくるため、その後の委員会においても活発な質疑がなされた。この他、平成23年中の委員会においては、建設中に津波により被災した県の教育・福祉複合施設（愛称「まなウエルみやぎ」、平成25年4月に開所）の状況、本来市町村が行う災害関連死の判定に係る審査会等の事務の受託、東日本大震災みやぎこども育英基金（一般からの募金を財源として、震災孤児遺児に支援金・奨学金を給付する制度）等に係る事項について、委員から質疑がなされた。

また、5月定例会中の委員会（6月16日開催）においては、保育所において給食や園庭等の放射線量測定の実施等を求める請願が提出され、様々な意見が交わされたのち、採択すべきとした。また、福島県では国の財政措置により18歳以下のすべての子ども

<sup>1</sup> 塩竈市浦戸諸島の防潮堤災害復旧工事について、防潮堤が守る農地の耕作が見込まれず、災害復旧工事の対象外となることが見込まれた。

を対象に放射線の影響を調べる健康調査が実施されていることから、本県での健康調査の必要性については、その後の委員会においてもたびたび質疑がなされ、12月21日の委員会においては、子ども等の健康調査の実施等を求める請願が提出され、審議の結果、継続審査とした。

県内調査については、6月に東松島市及び石巻市のプレハブ仮設住宅並びに石巻市役所を調査先として、仮設住宅の設置状況、津波で被災した石巻市立病院の被害状況と診療再開の状況を調査事項として1日間行った。

#### ロ 平成24年1月～12月

前年に引き続き、原発事故に係る子ども等の健康調査の実施等を求める請願について質疑、討議がなされた。1月には、福島県境にある丸森町の独自実施の健康調査等について県内調査を行い、また、2月定例会中の委員会（3月15日開催）においては、宮城県健康影響に関する有識者会議の座長や請願者等6人に対し参考人意見聴取を行った。その後の委員会においても、質疑、討議がなされ、最終的に、6月定例会中の委員会（7月4日開催）において、健康調査を行う体制を確保し、経費を国と東京電力株式会社に求める旨を内容とした請願について、採択すべきとした。なお、国の動きとして6月に原発事故に係る「子ども被災者支援法」が成立しているが、その具体化についてその後も質疑が行われた。

同じく6月定例会中の委員会においては、被災者の介護保険利用負担減額等の継続に関する請願について審議が行われ、採択すべきとし、国に対する意見書の提出となった。

この他、平成24年中の委員会においても、プレハブ仮設住宅の環境改善（暑さ・寒さ対策、風呂の追い焚き機能追加等）、仮設住宅におけるサポート体制及び健康管理、仮設住宅の供与期間延長に伴う民間賃貸住宅借り上げの更新手続、医療費及び介護保険利用料の一部負担金の減免措置の継続（減免措置は平成25年3月末で終了することからその継続を求めるもの）、地域医療の復旧及び再生、東日本大震災みやぎこども育英基金、災害ボランティア、災害関連死の判定に係る審査会等について質疑がなされた。

県内調査については、前述のとおり1月に丸森町において行った。

県外調査については、8月に兵庫県神戸市や尼崎市等を調査先として、阪神大震災後の高齢者の安心対策や健康対策等を調査事項として行った。

#### ハ 平成25年1月～平成26年3月

前年に引き続き、医療費及び介護保険利用料の一部負担金の減免措置の継続について質疑がなされた。6月定例会中の委員会（7月4日開催）においては、平成25年3月末をもって減免措置が終了したため、減免措置の再開を求める請願について審査がなされ、採択すべきとした。それ以降の委員会においても執行部に対し減免措置再開に係る質疑が行われた。一方、執行部と連携し、対象者を限定した上での減免措置を求める働きかけを国等に強く行った結果、12月に新たに国民健康保険に係る国からの財政支援が決定し、全市町村において、平成26年4月から対象者を限定して医療費及び介護保険利用料の一部負担金の減免措置の再開につながった。

この他、この期間の委員会においては、原発事故に係る健康影響調査、地域医療の復旧及び再生、仮設住宅入居者の健康調査やサポート体制、介護施設の復旧状況、震災に係る県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の役割、災害公営住宅建設の進捗及び転居に係る諸問題等について質疑がなされた。

県内外調査については、6月に本県及び岩手県の聴覚障害者情報センター並びに仙台市及び石巻市の心のケアセンターを調査先として2日間行った。

#### (4) 産業経済委員会 (H23.11.13以前)・経済商工観光委員会 (H23.11.13以後)

産業経済委員会は、経済商工観光部、農林水産部及び労働委員会等の分掌(所管)に属する事項を所管としている。経済商工観光部は商工業及び観光分野を、農林水産部は、農業・林業・水産業(漁港等の建設含む)等の分野を全般的に担当している。

平成23年11月には、常任委員会の再編が行われ、経済商工観光委員会となり、経済商工観光部の担当する事務のみが所管となった。なお、前述のとおり、農林水産部の担当する事務については、環境生活農林水産委員会の所管となった。

#### イ 平成23年4月～12月

4月21日の委員会においては、震災被害概況等について執行部から報告が行われた後、農林水産業の復興に係る国の考え方、農地海岸や漁港区域内等の海岸防潮堤の復旧、農業用施設(用排水路等)や農地の復旧、農地転用許可手続きの迅速化(津波で浸水しかつ平地の少ない沿岸部において農地を宅地等に転用する必要があるため)、漁場の瓦れき除去及び処理、漁港施設等の復旧を初めとする水産業の復旧支援、震災による失業者の緊急雇用対策、商工会議所・商工会(被災した中小企業の相談窓口となるが沿岸部ではその建物自体も損傷した)の復旧支援等について質疑がなされた。

その後の委員会では、水産業復興特区について質疑がなされた。6月定例会中の委員会(6月16日・17日開催)においては、宮城県漁業協同組合から提出された特区の撤回を求める請願について請願者の意見聴取の後、委員間で討議がなされた結果、その後の経過を見ることとし、継続審査とした。その後においても審議がなされ、9月定例会中の委員会(10月14日開催)において再度、請願者の意見聴取を行い、「漁業協同組合及び漁業者が協議し、本県水産業のあり方について、合意形成に努めることを求める」旨の附帯意見を付し、請願を採択すべきとした。なお、本会議においては、不採択となっている。(詳細は1(1)ハ及びP16の脚注参照)

その他、この期間の委員会においては、農林水産物の放射性物質検査体制及びその基準値、風評被害に係る損害賠償、放射性物質検査において基準値を超えた牧草や稲わら及びそれらを供与された飼育牛の全頭検査、農業用施設及び農地の復旧(除塩)事業、漁船の手当や漁港施設等の復旧及び背後地(加工施設等)の復旧支援など水産業復興への取り組み、中小企業の復旧支援(融資制度、再開の相談等を行う県産業復興相談センター等)、観光の復興に係る取り組み、被災地における雇用支援事業等について質疑がなされた。なお、8月臨時会中の委員会(8月23日開催)においては、「県の責任で肉用牛について全頭検査すべき」旨の意見が出され、関係する補正予算を審査した予算特別委員会産

業経済分科会と調整の上、予算特別委員会（全体会）における分科会主査報告においてその旨報告された。

県内調査については、6月に石巻市及び東松島市を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容並びに農産物の被害及び復旧支援事業等を調査事項として1日間、7月に石巻市雄勝を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容等を調査事項として1日間、8月に亘理町、栗原市及び大崎市を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容並びに放射性物質汚染稲わらに係る現状等を調査事項として1日間、9月には南三陸町志津川を調査先として漁港の被害状況及び復旧工事の内容等を調査事項として1日間行った。

#### ロ 平成24年1月～12月

この期間の委員会においては、グループ補助金及び事業者の二重ローン対策等の中小企業の復旧支援、被災地における雇用創出事業及び雇用のミスマッチ、震災後の企業誘致の現状、観光の復興、原発事故に係る風評被害及びそれに係る損害賠償等、いわゆる復興ツーリズム、津波で被災した県産業交流センター（愛称「夢メッセみやぎ」、7500㎡の展示棟等を有する。）等について質疑がなされた。

特にグループ補助金については、事業者が速やかに活用できるよう、対象事業や採択状況についてほぼ毎回質疑がなされた。なお、2月定例会においては、事業費の増額やより多くの中小企業が活用できるよう制度の改善を行うよう求める国に対する意見書の提出が議決された。また、9月定例会中の委員会（10月1日・2日開催）においては、歯科技工所へこの補助金等の適用を求める請願について審議され、採択すべきとした。

県内調査については、4月に大崎市及び石巻市を調査先として、観光の復興と風評被害の現状及び商工業者の事業再開に向けた取り組み等を調査事項として2日間行った。

県外調査については、8月に北海道伊達市及び札幌市等を調査先として、緊急雇用創出推進事業に係る宮城県の被災イチゴ農家の受入れ状況及び観光業に係る風評被害への対応等を調査事項として3日間行った。

#### ハ 平成25年1月～平成26年3月

この期間の委員会においては、前年に引き続き、グループ補助金、事業者の二重ローン対策等の中小企業の復旧支援、被災地における雇用創出事業等について質疑がなされた。この他、県が5月に提示した「産業再生アクションプラン」（早期の産業復興と再生を実現するため取り組むべき課題と取り組みの方向性を示したもの）、国が新たに制度化した津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金<sup>1</sup>、外国人の誘客を含めた観光の復興等について質疑がなされた。

県内調査については、5月に塩竈市及び仙台市内を調査先として、水産加工品及び観光業に対する風評被害等を調査事項として1日間行った。

<sup>1</sup> 東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県等5県の産業復興を加速するため、工場、コールセンター等の新増設に対し、一定の新規雇用創出を条件に補助金を交付するもの。



## (5) 建設企業委員会

建設企業委員会は、土木部及び企業局等の分掌（所管）に属する事項等を所管としている。土木部は道路・河川・港湾・海岸・下水道等の公共土木行政及び建築行政（プレハブ仮設住宅及び復興住宅の建設支援含む）等を担当しており、企業局は広域水道事業（県内25市町村に対し水道水を供給）及び工業用水道事業等を行っている。

### イ 平成23年4月～12月

4月21日の委員会では、執行部からの被害状況の説明及び今後の取り組み等に係る報告に対し、県の地方公所である土木事務所の体制及び権限強化、住宅等の罹災及び危険度判定の状況、県営住宅の被害状況及び家賃等の減免、海岸保全施設及び河川施設等の復旧、プレハブ仮設住宅の建設状況等に係る質疑がなされた。

その後の委員会においては、道路・河川・港湾・下水道施設等の公共土木施設の復旧状況及び今後のスケジュール、プレハブ仮設住宅の建設状況及び災害公営住宅の整備計画、復旧事業等に係る地元経済への波及効果、内陸部の宅地被害、「宮城県社会資本再生・復興計画」（県が10月に作成した土木部門の復興計画）、仙台港における外国船利用に係る風評被害及びコンテナ取扱量の回復状況、仙台空港の民営化、放射性物質検査において基準値を超過した浄水発生土及びその保管状況等について質疑がなされた。

県内調査については、8月に南三陸町を調査先として、プレハブ仮設住宅の建設状況及び道路（橋梁）の復旧状況等を調査事項として1日間行った。

### ロ 平成24年1月～12月

この期間の委員会においては、道路・河川・港湾・下水道施設等の復旧工事の内容、復旧工事の入札に係る問題（入札不調、落札率、業者失格等）、総合評価方式で行われた入札の際の評価内容、入札の要件緩和、地元企業への優先発注、復旧工事における事故防止及び建設資材の確保、災害公営住宅の整備状況、放射性物質が検出された浄水発生土の処理方針等について質疑がなされた。

県内調査については、1月に東松島市及び石巻市を調査先とし建設海岸・道路（橋梁）・港湾等の復旧工事の状況等を調査事項として1日間、6月に気仙沼市等を調査先とし防災集団移転促進事業等を調査事項として2日間行った。

県外調査については、7月から8月に兵庫県神戸市及び芦屋市等を調査先とし、神戸港の事業概要及び災害公営住宅の概要等を調査事項として3日間行った。

### ハ 平成25年1月～平成26年3月

復旧工事契約及び変更契約に係る議案がさらに増えたことから、道路・河川・港湾・海岸保全施設等の復旧工事の内容及び変更契約の変更内容、復旧工事の入札に係る問題（入札不調、落札率、業者失格等）、総合評価方式で行われた入札の際の評価内容、入札の要件緩和（入札参加機会の拡大）、地元企業への優先発注、復旧工事における事故防止及び建設資材の確保、賃金水準又は物価水準に対する対応（インフレスライド）等について質疑がなされた。また、災害公営住宅の整備状況（用地確保や人手不足等から整備が遅れ、完成率は平成26年2月時点で2%）、放射性物質が検出された浄水発生土の処理方針等についても

昨年度から引き続き質疑がなされた。

この他、広域防災拠点、仙台空港の民営化、海岸防潮堤の計画高、県の人員体制等について質疑がなされた。

県内調査については、5月に女川町等を調査先とし復興まちづくり事業及び河川施設の復旧工事等を調査事項として2日間、6月に石巻市及び東松島市を調査先として道路（橋梁）及び港湾施設等の復旧工事等を調査事項として1日間行った。また、平成26年2月に仙台港等を調査先として、仙台港区内の復旧状況等を調査事項として1日間行った。

県外調査については、7月に関西国際空港及び和歌山県等を調査先とし、空港の民営化及び海岸における津波対策等を調査事項として3日間行った。

## (6) 文教警察委員会

文教警察委員会は、教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項を所管としている。

### イ 平成23年4月～12月

4月21日開催の委員会では、執行部からの被害状況の説明及び今後の取り組み等に係る報告が行われた後、教育関係では、4月1日付けで行われた教職員の人事異動<sup>1</sup>、県立学校の再開、通学手段確保の支援<sup>2</sup>、県立学校の授業料・入学金の免除等について質疑がなされた。警察関係では、被災地における窃盗等の犯罪、拾得物の処理等について質疑がなされた。

5月定例会中の委員会（6月16日開催）においては、公立学校において給食や校庭等の放射線量測定の実施等を求める請願が提出され、質疑及び討議の結果、継続審査とした。その後の委員会においても審議が行われ、9月定例会中の委員会（10月7日開催）においてその趣旨を採択すべきとした。

この他、この期間の委員会においては、教育関係では、市町村教育委員会への支援、教職員の増員配置、児童生徒の心のケア、児童生徒の運動不足への懸念、県立学校の生徒を対象に行われる貸付型の奨学金制度、津波で被災し使用不能となった県立学校4校の再建計画、教職員の健康への配慮等について質疑がなされた。警察関係では、津波により各人が紛失した運転免許証等の再交付、行方不明者の捜索活動の状況、捜索活動に当たった警察官の健康への配慮等について質疑がなされた。

県内調査については、7月に石巻市及び東松島市を調査先として、津波により被災した県立高校・小学校・社会教育施設の被害状況及び間借り先での授業再開の状況等を調査事項として1日間行った。

---

<sup>1</sup> 当県教職員の4月1日付け人事異動については、大震災対策調査特別委員会として3月25日に県教育委員会へ凍結の申し入れを行っており、同月29日の同委員会において、県教委から「異動元の学校職員として引き続き業務に当たれるよう兼務発令を行い、兼務期間はおおむね夏季休業前までの間で、当該市町村教育委員会の意向を十分に踏まえ対応する」との報告がなされていた。

<sup>2</sup> 公共交通機関の寸断、避難所からの通学、間借りした他校への通学（もとの校舎が津波被災し使用不能のため）などにより、通学が困難となった児童生徒への通学手段の確保が課題となった。

## ロ 平成24年1月～12月

この期間の委員会においては、教育関係では、今後の防災教育，児童・生徒の心のケア，教職員の増員配置及び健康管理，学校における除染及び給食における放射性物質検査，津波で被災し使用不能となった県立学校の再建計画（用地確保含む），震災における各学校等の対応等に関する調査結果，各社会教育施設（いわゆる「自然の家」，県サッカー場等），震災により損傷した文化財の補修及び今後の災害からの保護施策等について，警察関係では，復旧・復興事業に係る暴力団の排除等について質疑が行われた。

県内調査については，2月に石巻市及び気仙沼市を調査先とし津波により被災した県立学校の被害状況及び仮設校舎での授業再開の状況等を調査事項として，また，5月にも名取市を調査先として同様の事項等を調査事項として各1日間行った。

## ハ 平成25年1月～平成26年3月

この期間の委員会においては，教育関係では，石巻市立大川小学校事故検証委員会<sup>1</sup>の概要，学校における防災マニュアル，不登校に係る震災の影響，津波で被災し使用不能となった県立学校の再建計画（用地確保含む）等について，警察関係では，津波で被災し使用不能となった警察署及び交番等の復旧の見通し等について質疑が行われた。



特別委員会における沿岸市町議会との意見交換会  
（平成23年8月，巨理町）



常任委員会（保健福祉委員会）における県内調査  
（平成23年6月，東松島市）